

「大阪市居住支援協議会の設置」に係る検討経過について

● 令和6年

◇ 生活困窮者自立支援法改正

→自立相談支援機関の機能として「居住支援」を明記

◇ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 (住宅セーフティネット法) 改正

→市区町村における「居住支援協議会の設置」を努力義務化

※ 住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化

● 令和7年4月：改正生活困窮者自立支援法施行

● 令和7年7月～10月：各区福祉・生活支援担当課との意見交換

● 令和7年10月：改正住宅セーフティネット法施行

● 住宅セーフティネット連絡会議（5局※12課）での意見交換

（両法改正後 令和6年度4回、令和7年度3回）

※5局：都市整備局、福祉局、市民局、健康局、こども青少年局

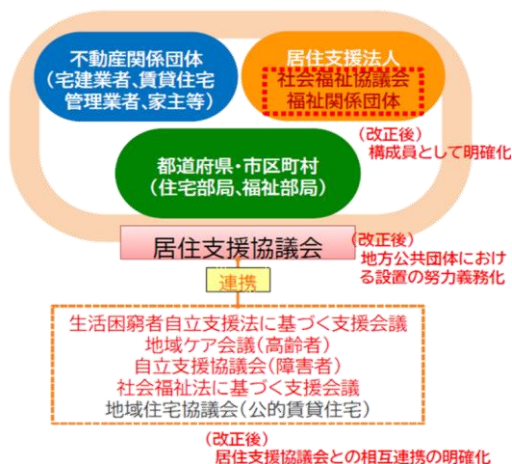
● 令和7年11月～令和8年1月：居住支援協議会参画予定関係団体との意見交換

● 令和8年1月：居住支援連携の促進に向けた交流会

（都市整備局安心居住課、福祉局自立支援課の共催）

居住支援協議会とは

居住支援協議会とは、
住宅セーフティネット法に規定される組織で、
地方公共団体が
不動産関係団体、福祉関係団体等と連携し、
住宅確保要配慮者の賃貸住宅への
入居円滑化に必要な支援を行うもの



※設置済自治体：全都道府県、148市区町村(184協議会)(R8.3末時点)

※国土交通省資料より抜粋

■ 大阪市居住支援協議会について

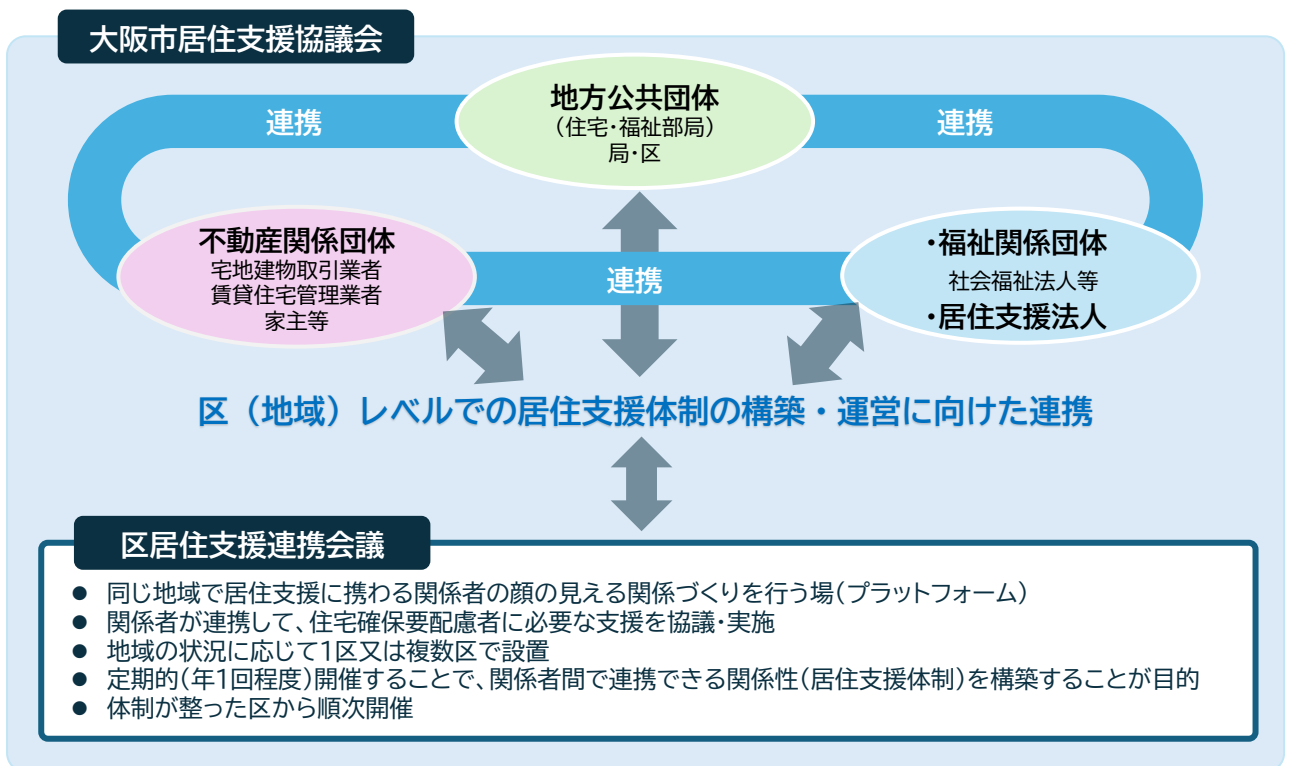
● 大阪市居住支援協議会の構成員

- ① 不動産関係団体
- ② 公的住宅機関
- ③ 福祉関係団体
- ④ 行政機関

● 大阪市居住支援協議会の活動内容

- ① 住宅確保要配慮者からの住まいの相談対応
- ② 地域の居住支援体制のサポート
- ③ 居住支援の課題の共有と解決に向けた方策の検討
- ④ セーフティネット住宅の登録、居住サポート住宅の認定の促進
- ⑤ 市民、事業者への住宅セーフティネット制度の周知

■ 大阪市における地域の居住支援連携体制について



大阪市居住支援協議会会則（案）

（居住支援連携会議）

第11条 各区においては、住宅確保要配慮者に必要な支援を円滑に実施するため、生活困窮者自立支援法に基づく支援会議等の既存の会議体を活用し、または新たに、区域等で居住支援に携わる関係者による居住支援連携会議を開催することができる。

大阪市居住支援協議会 「設立趣意書」

単身世帯の増加や持ち家率の低下等が進む中、今後、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する方々（以下「住宅確保要配慮者」という。）の賃貸住宅への居住ニーズが、一層高まることが見込まれています。

一方で、民間賃貸住宅の賃貸人の中には、孤独死への対応、死亡時の残置物処理、家賃滞納等に関する懸念を持たれる方も多く、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居が円滑に進みにくい状況があります。

市民に身近な区の相談窓口においても、複合的な課題を抱える住宅確保要配慮者からの相談は今後も増えることが予想され、誰もが安心して賃貸住宅に居住できる社会の実現をめざして、公営住宅をはじめとする公的賃貸住宅はもとより、民間賃貸住宅において住宅セーフティネット機能の強化が求められています。

そのため、本市では、区（地域）レベルでの居住支援をより充実させるため、行政機関や相談窓口、居住支援法人、不動産関係団体、公的住宅機関、福祉関係団体等、様々な関係者が連携し対応することが可能な環境整備が重要となります。

こうした取組を進めるため、地域で居住支援に携わる様々な関係者間の顔の見える関係づくりを支援し、連携を促進することで、住宅確保要配慮者のための居住の安定確保と居住支援方策の充実を図るべく、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づく、住宅確保要配慮者居住支援協議会として、大阪市居住支援協議会を設立するものです。

令和8年6月29日